

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

「経済財政運営と改革の基本方針2021【骨太の方針】 ～オンライン診療・服薬指導編～」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第5021号 松平哲也
日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6178号 栗原盛一

参考資料：2021年6月18日 「経済財政運営と改革の基本方針2021」
2021年6月18日 「規制改革実施計画」
2021年6月30日 「第16回オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」資料
一般社団法人日本医学会連合「オンライン診療の初診に関する提言」（2021年6月1日版）
2021年7月7日 中医協総会資料「外来（その1）」
2021年7月14日 中医協総会資料「調剤（その1）」

凡例

診療側（1号）

支払側（2号）

公益側（3号）

MPSコメント

資料No.20210805-1135(3)-1

本資料は、2021年7月14日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです
が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

資料のポイント

- ①6月18日に「骨太の方針2021」が閣議決定され、
オンライン診療・服薬指導について言及されています。
- ②オンライン診療・オンライン服薬指導の『**特例措置の恒久化**』※が打ち出され、
2021年度(令和3年度)から検討開始、
2022年度(令和4年度)から順次実施とされてまいす。
 ※0410対応：新型コロナ対応のための時限的な特例措置
- ③オンライン診療は、初診からの実施は**原則、かかりつけ医**によるしつつ、
事前に患者の状態が把握できる場合等には認める方向で検討されています。
- ④オンライン服薬指導は、**薬剤師の判断で初回から、対面診療の患者でも**できる方向で
検討されています。
- ⑤中医協では、指針の見直し(2021年秋予定)が行われてから、
具体的な議論が進められていきます。

「骨太の方針2021」「規制改革実施計画」閣議決定（2021年6月18日） （オンライン診療）

■ オンライン診療は、初診からの実施は原則、かかりつけ医によるしつつ、事前に患者の状態が把握できる場合等には認める方向で検討されています。

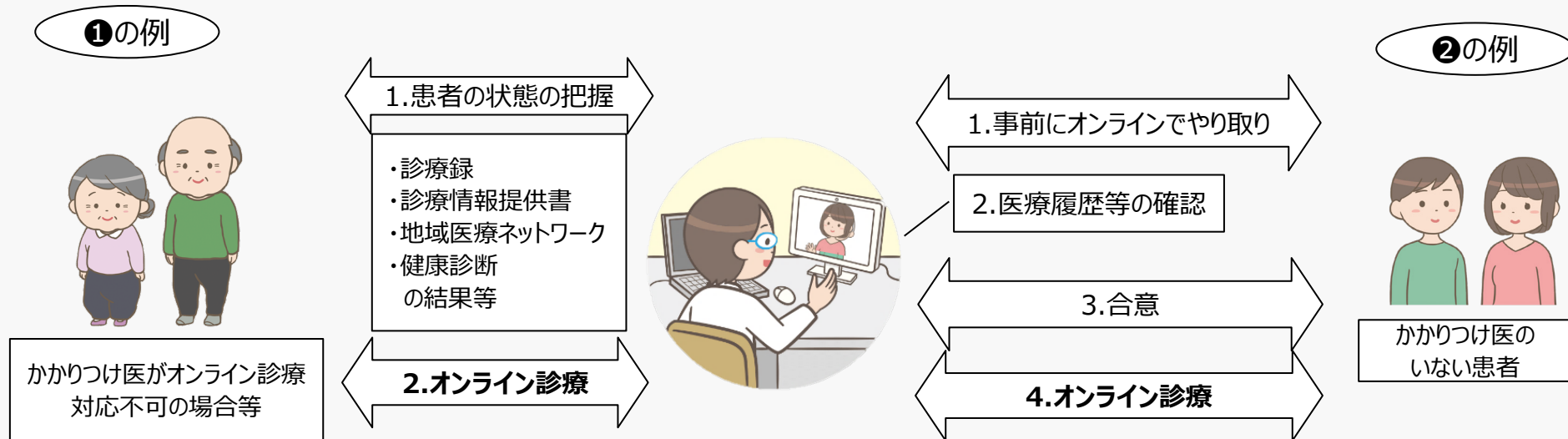
診療所・病院	オンライン診療 対象患者に関する要件	
現行	規制改革実施計画で示された検討案	
①初診時のオンライン診療は不可 オンライン診療を行う場合は、その前3か月間（毎月）は対面診療行っている事	①オンライン診療は原則かかりつけ医による 例外①診療録や健康診断の結果等の情報がある場合 例外②かかりつけ医がない場合、初回診療の前にオンラインでやり取りを行い、医療履歴が確認でき、患者と医師が合意した場合	
②オンライン診療を開始後、3か月に1回は対面診療を行う必要有	②特に言及なし	オンライン診療の対象疾患や点数など、具体的な診療報酬上の取り扱いについては今後中医協で検討されます
③日常的に通院又は訪問による対面診療が可能な患者に限定	③特に言及なし	

<0410対応：特例措置>
 新型コロナ禍では、条件付きで、オンラインでの診断や処方が可能と判断した患者は初診でも対応可能となっています

規制改革実施計画で示された検討案

- オンライン診療は、初診からの実施は原則、かかりつけ医によるしつつ、事前に患者の状態が把握できる場合等には認める方向で検討されています。

オンライン診療 対象患者に関する要件	
現行	規制改革実施計画で示された検討案
①初診時のオンライン診療は不可 オンライン診療を行う場合は、その前3か月間（毎月）は対面診療行っている事	①オンライン診療は原則かかりつけ医による 例外①診療録や健康診断の結果等の情報がある場合 例外②かかりつけ医がない場合、初回診療の前にオンラインでやり取りを行い、医療履歴が確認でき、患者と医師が合意した場合



2021年6月30日オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会

「**オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会**」で具体的検討が進められています。初診からのオンライン診療などを盛り込んだ「指針の見直し」について、2021年秋に示される予定です。

第16回検討会（2021年6月30日）で示された検討の今後の方針
初診からのオンライン診療の取扱いについて

- ・ 初診からのオンライン診療に必要な医学的情報の詳細
- ・ 規制改革実施計画における「オンラインでのやりとり」の取扱いの詳細や実際の運用
- ・ 初診からのオンライン診療に適さない症状・医薬品等

また、一般社団法人日本医学会連合より「**オンライン診療の初診に関する提言**」(2021年6月1日版)が示されており、こちらをベースに検討されていきます。

提言の構成

- ・ オンライン診療の初診に適さない症状：医師用
- ・ オンライン診療の初診に適さない症状：患者および予約受付対応用
- ・ オンライン診療の初診での投与について十分な検討が必要な薬剤

上記「提言」より引用

2021年7月7日 中医協総会での議論（オンライン診療）

初診からのオンライン診療について、原則であるかかりつけ医以外での実施基準をどうするか

骨太の方針2021で示された「原則として、かかりつけ患者に対して初診からオンライン診療実施を認める」方針に対し、「オンライン診療の適切な実施に関する方針の見直しに関する検討会」にて議論中
それを受けて中医協では今後、要件や点数の設定の議論を進めていくこととなる

参考

1. 初診からのオンライン診療の取扱い等について

第18回オンライン診療の実施に関する検討会の見直しに関する検討会
令和2年6月30日

資料1

(2) 規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定。下線は事務局が追記）

- a. オンライン診療・服薬指導については、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、現在の時限的措置を着実に実施する。
- b. 医療提供体制におけるオンライン診療の果たす役割を明確にし、オンライン診療の適正な実施、国民の医療へのアクセスの向上等を図るとともに、国民、医療関係者双方のオンライン診療への理解が進み、地域において、オンライン診療が幅広く適正に実施されるよう、オンライン診療の更なる活用に向けた基本方針を策定し、地域の医療関係者や関係学会の協力を得て、オンライン診療活用の好事例の展開を進める。
- c. 情報通信機器を用いたオンライン診療については、初診からの実施は原則、かかりつけ医による実施（かかりつけ医以外の医師が、あらかじめ診療録、診療情報提供書、地域医療ネットワーク、健康診断結果等の情報により患者の状態が把握できる場合を含む。）とする。
健康な勤労世代等かかりつけ医がない患者や、かかりつけ医がオンライン診療を行わない患者で上記の情報を有さない患者については、医師が、初回のオンライン診療に先立って、別に設定した患者本人とのオンラインでのやりとりの中でこれまでの患者の医療履歴や基礎疾患、現在の状況等につき、適切な情報が把握でき、医師・患者双方がオンラインでの診療が可能であると判断し、相互に合意した場合にはオンライン診療を認める方向で一定の要件を含む具体案を検討する。その上で、対面診療との関係を考慮し、診療報酬上の取扱いも含めて実施に向けた取組を進める。

(3) 今後の方針(案)

- 前回の意見や規制改革実施計画を踏まえて、以下の点について今後検討してはどうか。
 - ・ 初診からのオンライン診療に必要な医学的情報の詳細、適さない症状・医薬品の処方等
 - ・ 上記(2)cにおける「オンラインでのやりとり」の取扱いの詳細や実際の運用
 - ・ 初診・再診を問わず、医師・患者の同意や、不適切な事例への対応等、安全性・信頼性の担保に関するその他の論点

診療側意見

あくまでも**対面診療が主体**で、**オンライン診療はそれを補完するもの**
 国としてかかりつけ医を促進している中で、オンライン診療も当然それに準じるべき
 かかりつけ医以外が初診からオンライン診療を行う場合には、かかりつけ医の診療録や診療情報提供書などに基づき、医学的知見から**対面診療と同等の患者情報が得られた場合に限定**すべき
 現状コロナ特例で広範囲に認めれているが、恒久化に向けては**安全性をベース**にすべき
 対面のやりとりが減るので医療機関と薬局の情報共有がより重要に
 遠隔地の専門医が、患者と対面する主治医と連携しオンラインで診療する「**DtoPwithD**」型**オンライン診療**の活用拡大に期待
営利目的での拡大は望ましくない
 （薬剤師会委員より）オンライン診療後にオンラインで服薬指導をしても、**薬を患者が取りに来たり薬局が届けたりすることが多く、感染症対策が必要なケースが多い**

支払側意見

対面診療への誘導という意味でオンライン診療は有効ではないか 門戸を閉ざすことがないよう留意すべき
 オンライン診療の可否は医師個人が判断しているが、難病患者など医療機関へのアクセスが難しい患者に不公平にならないよう、対応できない理由を明確にすることも必要ではないか
診療側と同様に営利目的での拡大には否定的

「骨太の方針2021」「規制改革実施計画」閣議決定（2021年6月18日） （オンライン服薬指導）

- オンライン服薬指導は、
 - ・ オンライン診療や訪問診療の患者に限定せず、対面診療の患者でも、オンライン服薬指導が可能
 - ・ 薬剤師の判断で、初回からオンライン服薬指導可能
- とするよう検討が進められていきます。

調剤薬局

オンライン服薬指導 対象患者に関する要件

現行	規制改革実施計画で示された検討案
① オンライン診療・訪問診療を行っている患者	① 全ての患者を対象患者とする
② 同一薬局において、対面（3か月以内）による薬剤服用歴管理指導料「1」または「2」を算定している患者	② 薬剤師の判断で初回からオンライン服薬指導が可能となる

＜0410対応：特例措置＞

新型コロナ禍では、全薬局、全薬剤師、映像は必須条件となっておらず、電話でもOKなど時限的特例措置が事務連絡されています

具体的な診療報酬上の取り扱いについては今後中医協で検討されます

①の例

対象患者例



対面診療の患者



介護施設等居住者

②の例



薬剤師の判断で初回から可能

2021年7月14日 中医協総会での議論（オンライン服薬指導）

骨太で示された「薬剤師の判断で初回から、対面診療での患者でも」をどう反映するか

現状と課題：薬機法では初回は対面などの規定あり現在は新型コロナ特例による取扱い

規制改革推進会議
第2回 医療・介護WG
2021.10.21

通常の取扱いと新型コロナ時限的・特例的な取扱いの主な比較

	改正薬機法によるオンライン服薬指導（9/1施行）	R2.4.10事務連絡の取扱い
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ✓初回は対面（オンライン服薬指導不可） ✓（継続して処方される場合）オンラインと対面を組み合わせ実施 	<ul style="list-style-type: none"> ✓初回でも、薬剤師の判断により、電話・オンライン服薬指導の実施が可能
通信方法	<ul style="list-style-type: none"> ✓映像及び音声による対応（音声のみは不可） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓電話（音声のみ）でも可
薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> ✓原則として同一の薬剤師がオンライン服薬指導を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ✓かかりつけ薬剤師・薬局や、患者の居住地にある薬局により行われることが望ましい
処方箋	<ul style="list-style-type: none"> ✓オンライン診療又は訪問診療を行った際に交付した処方箋 	<ul style="list-style-type: none"> ✓どの診療の処方箋でも可能（オンライン診療又は訪問診療を行った際に交付した処方箋に限られない）
薬剤の種類	<ul style="list-style-type: none"> ✓これまで処方されていた薬剤又はこれに準じる薬剤（後発品への切り替え等を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓原則として全ての薬剤（手技が必要な薬剤については、薬剤師が適切と判断した場合に限る。）
調剤の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ✓処方箋原本に基づく調剤（処方箋原本の到着が必要。） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓医療機関からファクシミリ等で送付された処方箋情報により調剤可能（処方箋原本は医療機関から薬局に事後送付）

診療側意見
 対面の服薬指導が原則、オンライン服薬指導はそれを補完するもの
 オンライン服薬指導は実態がよくわかっていない
 個人情報保護や薬剤師の資格をどう確認するかなど検討が必要
 オンライン診療と同じように**オンライン服薬指導を実施する薬剤師に研修を行うこと**としてはどうか

支払側意見
 オンライン服薬指導も、オンライン診療と同様に「**かかりつけ機能**」と**セットで推進**していくべき
 大手のチェーン薬局等が先行導入し、そこに患者が集中することも予想され、**地域のかかりつけ機能を持つ薬局がオンライン服薬指導を行えるような仕組み作りが重要**

本資料は、2021年7月14日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。



日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける
テーマ別
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

会員特典1 メールマガジンの受信

会員特典2 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>